

質問その 10 ; 令和 4 年 1 月より前の月度の分も新ルールで保存していいですか？

答え ; いいえ。令和 4 年 1 月より前の分は旧ルールで保存して下さい。

新しい電子帳簿保存法は令和 4 年 1 月 1 日以後に「メールやウェブ、アプリ等」でやり取りする請求書・領収書等の取引情報について適用されます。

一方で、令和 4 年 1 月 1 日より前にメールやウェブ、アプリ等の電子データでやり取りされた請求書・領収書等の取引情報については、新しい電子帳簿保存法のルールで保存することはできません。

よって、令和 4 年 1 月 1 日より前の「電子データでやり取りされた請求書・領収書等」の場合、それをデータとして保存する際に、旧来の電子帳簿保存法で決められた条件(※)を満たさない場合は紙ベースで保存していただく必要があります。

(※)記録項目が少なくて済む新ルールとは違う、旧ルールにのっとった検索機能を確保するなどの条件です

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」 より、もともとの文章】

問 10 当社の課税期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までですが、令和 4 年 1 月 1 日以後に保存を行えば、同日前に行った電子取引の取引情報について、令和 3 年度の税制改正後の保存要件に従って保存することは認められますか。

【回答】

令和 4 年 1 月 1 日前に行った電子取引の取引情報については、改正後の保存要件により保存することは認められません。

【解説】

令和 3 年度税制改正における電子帳簿保存法の改正の施行日は令和 4 年 1 月 1 日であり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度に関する改正は、同日以後に行う電子取引の取引情報について適用することとされています(令 3 改正法附則 82⑥)。そのため、同日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、改正後の保存要件により保存を行わなければならないこととされています。一方で、同日前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、改正後の保存要件により保存することは認められないので、その電磁的記録について、改正前の保存要件(記録項目が限定される等の措置が講じられる前の検索機能の確保の要件等)を満たせないものについては、その電磁的記録を出力した書面等を保存して頂く必要があります(同日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、今回の改正が適用され、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止されますので注意してください。)